

## 第 47 回財務省 NGO 定期協議質問書

### 議題 1：IFC の社会・環境の持続可能性に関する政策・基準及び情報公開政策の改訂について

提案者：渡辺瑛莉（国際環境NGO FoE Japan）、田辺有輝（JACSES）

#### 背景：

国際金融公社（IFC）は、社会・環境の持続可能性に関する政策・基準及び情報公開政策の改訂中であり、昨年 12 月、第 2 次ドラフトを公開し、現在第 3 次パブリックコンサルテーションを開催中である。過日、東京でもコンサルテーションが開催され、その際の提言書<sup>1</sup>は財務省にも提出させて頂いた。

本件については、過去の協議会及び個別会合でも議論させて頂いており、財務省からも、現行のパフォーマンス・スタンダード及び情報公開政策の基準から後退しないこと、また、他の多国間開発銀行（MDBs）のセーフガード政策及び情報公開政策の基準よりも低くならないこと等につき支持して頂いていると認識している。

今回は、第 2 次改訂ドラフトについて、上記の観点から、特に重要と認識している事項につき、議論をさせて頂きたい。

#### 質問：

下記の各論点について、財務省の見解を伺いたい。

#### 社会・環境の持続可能性に関する政策について

1. カテゴリ FI の場合、FI-1（高い環境社会影響を伴うもの）に分類されたサブプロジェクトは、顧客がサブプロジェクトを承認する前に、IFC も審査を行うこと【提言書コメント A-8】
2. カテゴリ FI-1 及び FI-2 に分類されたサブプロジェクトには、全てのパフォーマンス・スタンダードの要件が適用されること【提言書コメント A-9】
3. IFC が支援する事業活動の環境社会面に大きな変更が生じた場合、IFC は変更に応じてカテゴリ分類の見直し及び環境社会審査を行うことを明記すること【コメント A-11】

#### パフォーマンス・スタンダードについて

4. 現行ドラフトでは、「直接的影響」を強調しているがこれを改めること【コメント B-1、C-3、C-4】
5. （特に IFC の意思決定前の段階で）パフォーマンス・スタンダードを遵守していない事業を行っている顧客を IFC は支援しないことを明記すること【コメント B-3】
6. 顧客の定期レポート（periodic reports）の公開を要件とすること【コメント B-13】
7. PS5 脚注 10 に示されている“Disruption of access to mineral deposits by artisanal miners”は削除すること【コメント C-5】

---

<sup>1</sup> <http://www.foejapan.org/aid/ifi/20110121.pdf>

8. 地域コミュニティにとって、社会的・経済的・文化的及び生存にとって重要な意味を持つ生物多様性を有する地域は「クリティカル・ハビタット」と見なすこと【コメント D-1】
9. PS6 パラグラフ 17 は、「絶滅が（深刻に）危惧されているあらゆる種の数の減少」に置き換えること【コメント D-3】

#### 情報公開政策について

10. カテゴリ FI-1 及び FI-2 において、サブプロジェクトの環境社会影響評価文書及びアクションプランは IFC の理事会の承認前に、IFC が公開すること【コメント E-2】
11. 顧客の定期レポート（periodic reports）は IFC が公開すること【コメント E-3】
12. “Access to Information Policy Advisor”は廃止すること【コメント E-6】

#### 議題 2：ADB における第 11 期 ADF 増資、パブリック・コミュニケーション政策改訂、アカウントビリティ制度改訂について

提案者：田辺有輝（JACSES）

#### 背景：

アジア開発銀行（ADB）については、以下の動きがある。

1. 2011 年 9 月の第 11 期 ADF 増資交渉に先立ち、ドナー国とのコンサルテーションが開始されている。
2. 2 月 16 日にパブリック・コミュニケーション政策（PCP）のワーキングペーパーが理事会で協議され、その後、一般に公開された。
3. 2 月初旬にアカウントビリティ・メカニズムのコンサルテーション・ペーパー及びステークホルダーのコメントに対する返答が公開され、コメントを受け付けている。

以上 3 つの動きに関し、以下の通り質問させて頂きたい。

#### A. ADF の第 11 期増資について

ADB は 2009 年に 3 倍の増資を行ったが、その一方で利益剰余金は年々積み上がっており、2009 年末で利益剰余金が約 115 億ドルある。ADB が過剰な手元資金を持つことは、環境社会配慮上、無理な融資実行を進めるプレッシャーになるのではないかと危惧しており、その観点から以下の点をお尋ねしたい。

- 質問 1：ADB の利益剰余金の適正水準について、財務省はどう考えるか。
- 質問 2：借入残高が約 407 億ドルの中で、すでに応募済資本が約 607 億ドルあり、今後、増資に伴って資本が約 1662 億ドルまで急増することを考えれば、利益剰余金の取り崩しが妥当だと考えるが、財務省はどう考えるか。
- 質問 3：ADB は第 11 期 ADF 増資交渉を開始しようとしているが、その根拠は何か。利益剰余金を活用すれば ADF 増資を延期することが妥当だと考えるが、財務省はどう考えるか。

#### B. PCP 改訂について

- 質問 4 : PCP 改訂について、2 月 16 日の理事会における議論の概要及び日本理事の発言内容を教えて頂きたい。
- 質問 5 : ワーキングペーパーのパラ 85 では、理事会の逐語録 (Verbatim Transcripts) について、作成から 10 年後以降に請求に基づいて非公開規定に照らして公開の是非を判断する対象になると規定されている。世界銀行の理事会逐語録については、第 43 回に財務省と議論させて頂いた際、日本理事は、理事会の逐語録も特段の年限を設けずに請求に基づいて非公開規定に照らして公開を判断する対象にするべきという趣旨の発言を理事会で行ったと理解している。PCP ワーキングペーパーのパラ 85 に対する財務省の考えを伺いたい。
- 質問 6 : パラ 138~143 では、PDAC と IAP という 2 つの情報公開審査メカニズムが提案されている。しかし、以下の理由から PDAC を廃止し、IAP が非開示規定と公益判定の両面から審査できるようにするべきであると考えます。財務省の見解を伺いたい。
  - PDAC と IAP に機能の重複があること。
  - PDAC は ADB 内部のスタッフで構成されており、PDAC 前に対応する ADB スタッフの返答と PDAC の返答に大きな差異があることを前提に制度を設計することが不適切であること。
  - PDAC が非公開規定の判定と公益判定の両面から審査できるのに対して、IAP は非公開規定の判定のみしかできないことになっているが、そもそも公益判定こそ外部の審査を受けるべきであること。

### C. アカウンタビリティ政策改訂について

- 質問 7 : 現地調査については 5 つのオプションが示されている。日本政府はどのオプションが望ましいと考えているか。以下の理由から、オプション 2 (融資契約で現地調査を確保すること) が最も望ましいと考えるが、いかがか。
  - 他の MDBs では生じていないものの、ADB では借入国政府が異議申し立て審査機関の現地訪問を拒否する事態が続いていること。
  - 借入国としては別の機関から借りる選択肢を持っており、主権の侵害にはあたらないこと。
  - 異議申し立て審査機関構成員の入国に際してビザの発給権限が借入国にあることはドラフトに記載された通りだが、融資契約上で現地訪問の権利を確保する意義は大きいこと。
- 質問 8 : ドラフトのパラ 150 では、融資終了日から 1 年後以降の異議申し立て請求は受け付けないことになっている。その理由として、ステークホルダーのコメントに対する返答 No.2 において、レバレッジが下がり問題解決が困難になることをあげている。しかし、以下の理由から請求期間は可能な限り広く取るべきだと考える (例えば融資終了日から 10 年後程度)。財務省の見解を伺いたい。
  - 融資終了日から 1 年後以降であっても累積的・副次的影響による被害は生じ得る。例えばバングラデシュのクルナ・ジェソール灌漑事業では、設計不備により洪水が多発。住民に深刻な影響が生じたが、事業完了報告書発行以降であるとして申し立ては、棄却されている。
  - CRP の役割は、ADB の遵守を審査することであり、これはレバレッジが低下しても十分可能である。
  - 問題解決が困難であるという可能性に基づいて、被害とその問題解決の方法を明確化しないこ

とは不適切である。

### 議題 3 : JBIC の再分離及び原発プロジェクトへの融資について

議題提案者 : フィリップ・ワイト (原子力資料情報室)、田辺有輝 (JACSES)

#### 背景 :

2月25日、日本政策金融公庫から国際協力銀行 (JBIC) を分離することが閣議決定された。また、1月7日、JBIC は米国テキサス州での原子力発電所プロジェクトの環境社会配慮ガイドライン上のカテゴリ分類を完了したことを発表した。この2つの動きに関し、下記の点について議論させて頂きたい。

#### 質問 1 :

日本政策金融公庫から国際協力銀行 (JBIC) を分離することについて、以下の点をお尋ねしたい。

- JBIC は 2008 年に政策金融公庫に統合されたばかりであるが、今回、統合直後にもかかわらず再分離を行うことに至った理由及び前提条件の変化は何か。原発輸出支援も視野に入れているのか。
- 増資を予定しているのか。その場合、増資の理由、増資予定額と根拠、増資の財源をお尋ねしたい。

#### 質問 2 :

昨年韓国が受注を決定したUAE原発の起工式が遅れており、韓国輸出入銀行の資金調達が不十分ではないかとの指摘がある<sup>2</sup>。韓国輸出入銀行の財務状況等も踏まえ、韓国輸出入銀行の抱えているリスクについて、財務省としてはどのように情報把握・分析しているか。

#### 質問 3 :

2月24日、米国を中心とする170以上のNGOが日本政府に対してテキサス原発への支援を行わないことを求める要請書<sup>3</sup>を提出した。この要請書について財務省はどのように受け止めているか。

#### 質問 4 :

前回の協議会でも議論させて頂いたが、複数の国に原発輸出を行った場合の政策的なリスク評価及び原発輸出個別案件のリスク評価が必要だと考えている。前回の協議会では原発リスク評価は行っていないとの回答だったが、その後、財務省としては、リスク評価を行っているか。また、今後どのようなことを行う予定か。

---

<sup>2</sup> 下記サイトを参照 :

<http://www.chosunonline.com/news/20110219000035>

[http://english.hani.co.kr/arti/english\\_edition/e\\_national/461703.html](http://english.hani.co.kr/arti/english_edition/e_national/461703.html)

<http://blog.livedoor.jp/hangyoreh/archives/1397851.html>

<sup>3</sup> <http://www.nirs.org/nukerelapse/stexas/japanstexasletter211.pdf>